

保健部	教務部	学級担任

## 【 登校証明書 兼 出席停止届（新型コロナウイルス感染症用）】

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、出席停止になります。保護者の判断で、主治医が指示した日数を休んでください。保護者において下記を記入し、医療機関受診を証明するもののコピーとともに学校に提出してください。

### A 下記書類いずれかのコピーを添付

[ 検査結果陽性を証明するもの ・ 診療明細書 ・ 処方薬の説明書 ]

### B 保護者記入

・生徒名前 \_\_\_\_\_ 年 組 番 名前 \_\_\_\_\_  
 ・病名 新型コロナウイルス感染症  
 ・出席停止期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで  
 ・医療機関名 \_\_\_\_\_

新型コロナウイルス感染症により上記期間療養しました。このたび出席停止期間が終了し、予防上支障がないと認められる状態に快復したので登校させます。

令和 年 月 日

保護者署名 \_\_\_\_\_

### 新型コロナウイルス感染症出席停止期間の基準

	発症日 0日目	発症1日目	発症2日目	発症3日目	発症4日目	発症5日目		
発症後1日目に 症状が軽快	発症	症状が軽快	軽快後1日目 	軽快後2日目 	軽快後3日目 	軽快後4日目 	登校可能	
発症後4日目に 症状が軽快	発症	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	症状が軽快	軽快後1日目 	登校可能	
発症後5日目に症 状が軽快	発症	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	症状が軽快	軽快後1日目 	登校可能

・発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。（発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算。）

・「症状が軽快」とは従来の社会一般における療養機関の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。